

☆ 介護保険施設や病院等が面会禁止等の措置を行う場合

- (1) 様式1「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱開始申出書」を長寿福祉課介護保険係（以下「介護保険係」という。）に提出してください。
- (2) 対象者の取扱い
 - ①すでに更新申請を提出している場合
様式3「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算申出書」を介護保険係に提出してください。「有効期間合算申出書」と当該被保険者の要介護・要支援認定申請書を突合し、申請内容等を確認のうえ、有効期間を従来の期間に新たに12ヵ月合算※します。
 - ②更新申請を行う場合
「対象者リスト」を更新月末の2か月半前までに介護保険係に提出してください。「対象者リスト」と当該被保険者情報を突合し、有効期間を従来の期間に新たに12ヵ月合算※します。
◎令和2年6月末更新の対象者は、4月22日（水）までに「対象者リスト」を提出してください。
- (3) 区分変更申請を行う場合
区分変更申請で至急認定調査の必要がある対象者がいる場合、施設の入所者と隔離されたスペースを用意するなど、介護保険係と別途調整を行ってください。
認定調査員の受け入れが難しいと判断された場合も別途調整を行ってください。
- (4) 面会禁止等の措置を終了する場合
面会禁止等を解除する場合は、様式2「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱解除申出書」を速やかに介護保険係に提出してください。

☆ 被保険者証の取扱い

- 上記(2)の場合は、更新月の初旬に対象者分をまとめて施設あてに郵送します。有効期限が切れる対象者の「被保険者証」をまとめて返却してください。
- (3)の場合は、住所地（送付先届が提出されている場合は送付先）に郵送します。

☆ その他

- 必ず被保険者または被保険者の家族の同意を得てください。
 - 「対象者リスト」に名前がない場合は、要介護認定等更新の案内を被保険者に送付します。
 - 臨時的な取扱いでは、従来の要介護度がそのまま適用されます。被保険者の状態や環境等の変化により、介護の手間が軽減または増加した場合は、区分変更申請を検討してください。
 - 今後国からの通知等により、上記の取扱いが変更となる場合があります。
- ※ 12ヵ月合算の例：従来の認定有効期間 平成30年6月1日～令和2年5月31日
⇒新しい認定有効期間 令和2年6月1日～令和3年5月31日